5 目、15 目、

25 目

発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 目 次 頁 「規則门 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築防 3 [告示] \triangle 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の指定【財政局固定資産税課】 8 附属機関の名称【市民局市民情報課】 9 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 Δ 18 \triangle 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 21 \wedge 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 22 \triangle 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 24 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 26 Δ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 28 \triangle 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 29 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 30 \wedge 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 \triangle 31 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 \triangle 38 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 \triangle 40 [公告] 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備 42 課】 \triangle 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 44 事後調査計画書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 \wedge 46 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 \triangle 47 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課 48 Δ] 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 \triangle 49 【建築局調整区域課】 Δ 50 同 【建築局調整区域課】 Δ 51 \triangle 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 52 \triangle 【建築局調整区域課】 53 同 同 \triangle 【建築局調整区域課】 54 \triangle 同 【建築局調整区域課】 55 \triangle 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 56 Δ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 57 \triangle 同 【建築局建築指導課】 58 \triangle 同 【建築局建築指導課】 59 [区告示] 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】 \triangle 60 Δ 同 【南区地域振興課】 61

発行日

第 172 号

(令 和 6 年 7 月 12 日 発 行)

\triangle	同	【戸塚区地域振興課】	62
\triangle	司	【戸塚区地域振興課】	63
\triangle	同	【栄区地域振興課】	64
[区	公告]		
\triangle	自動車臨時運行許可番号標の気	- 大効【金沢区総務課】	65
[医	療局病院経営本部]		
\triangle	横浜市病院事業の経営する病院	完条例施行規程の一部を改正する規程【病院経営課】	66
[教	育委員会]		
\triangle	横浜市立小学校、横浜市立中学	学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学	67
	校の指定に関する規則の一部を	を改正する規則【学校計画課】	
[職	員共済組合]		
\triangle	令和5年度横浜市職員共済組合	予決算【職員共済課】	70
ſŒ	誤		73

規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第66号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則 (平成29年7月横浜市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地(以下「敷地」という。)であって、」を削り、「もの」を「一団の土地の部分」に改め、同項第2号ア中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所(交差又は接続により生るる内角が120度を超える場合を除く。イにおいて同じ。)」に改め、同号イ中「で構成される交差点」を「が交差し、又は接続する箇所」に改め、同号イただし書中「交差点」を「箇所」に改め、同条第2項中「、その」を「その」に、「であり」を「であるものに接し、かつ」に、「もの」を「一団の土地の部分」に改める。

第14条第1号中「。)」の次に「又は狭あい道路に設置された電柱その他これに類するもの(これらを支持する支柱等がある場合は、これを含む。)の除去若しくは移設に要した費用(以下「整備行為に要した費用等」という。)」を加え、同条第2号中「狭あい道路」の次に「又は後退用地等」を加え、「後退用地等を除く敷地」を「条例第9条第1項から第5項まで及び第7項の規定による協議の対象となる土地(後退用地等を除く。)」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

前条第1号の助成金の額は、条例第5条第2項に規定する道路形態の整備(以下「道路状整備」という。)を行った場合にあっては別表第1により、道路状整備以外の整備を行為に要した費出した額の範囲内で整備行為に要けた額で整備行為に要はは移りの額(後退用地等の舗装、整備支障物件の除去若しくは築造(以下「舗装等」という。に際になるが推壁の除去若しくは築造(以下「舗装等」という。で検にを受けた場合にあっては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。)とする。この場合におのが、助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端を額を切り捨てる。

第 15 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

3 前条第2号の奨励金の額は、移設した電柱1本につき 100,000 円とする。

第16条第2項中「は、」の次に「整備行為を行った後、当該」を加え、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前項の規定による確認が完了した場合にあっては、整備行為に要した費用」を「整備行為に要した費用等」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第6項を削り、第7項を第4項とする。

第17条第1項中「交付申請を行った者は、前条第3項」を「交付を受けようとする者は、同項」に、「申告書の提出を行うとき」を「申請を行う日」に改め、同項ただし書中「第20条の」を削り、同条第2項中「条例第14条第5項の規定による」を「条例第16条第3項の規定により横浜市による管理を実施する旨の」に改める。

第 20 条 を 削 り 、 第 21 条 を 第 20 条 と し 、 第 22 条 を 第 21 条 と す る 。

第 23 条 第 1 号 を 次 の よ う に 改 め る。

(1) 路線型整備を行う道路が次のいずれにも該当するものであって当該道路を一体的に整備することが適当であると市長が認めるものであること。

ア 道路法(昭和27年法律第 180 号)第2条第1項の道路であること。

イ 交差点と交差点を結ぶ道路であること又は交差点からの長さがおおむね30メートル以上の道路であること。

第 23 条 を 第 22 条 と し 、 第 24 条 を 第 23 条 と し 、 第 25 条 を 第 24 条 と する。

第 26 条 中 「 整 備 行 為 に 要 し た 費 用 」 を 「 整 備 行 為 に 要 し た 費 用 等 」 に 改 め 、 同 条 を 第 25 条 と し 、 第 27 条 を 第 26 条 と す る 。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第15条第1項)

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀、門柱及び門扉		見付面積1平方メートルにつき	4,000円
設備	給排水管その他これ に類するもの ガス管その他これに 類するもの	ただし、施工1件につき 250,000 円を限度とす	
	電柱その他これに類 するもの	原去(移設に伴う除去を除く。) に要した額 ただし、施工1件につき900,000円を限度と る。	
樹木	生け垣を構成するも		

の及び低木以外の樹 木	1本につき	13,000円
生け垣	1本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類		助成金の額	
塀及び門柱		見付面積1平方メートルにつき	18,000円
門扉		1組につき	123,000円
設備	給排水管その他これ に類するもの		
	ガス管その他これに 類するもの		
電柱その他これに類 するもの		移設に要した額。ただし、施工1位 000 円を限度とする。	牛につき 900,

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去 又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去(移設に伴う除去を除く。) 又は移設に要した額。ただし、施工1件につき900,000円を限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額	
擁壁のうち、上端と下端との 垂直距離が1メートルを超え	見付面積1平方メートルにつき	21,000円
る部分		

(備考)

この表による助成金の金額は、500,000円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額	
擁壁のうち、上端と下端との 垂直距離が1メートルを超え	見付面積1平方メートルにつき	87,000円
る部分		

(備考)

この表による助成金の金額は、 3,500,000 円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類 助成金の額		
側溝移設を伴う舗装	整備間口の長さ1メートルにつき	71,000円
側溝移設を伴わない舗装	舗装面積1平方メートルにつき	13,000円
道路内のますの移設	1件につき	202,000円

別表第2(第15条第1項)

1 整備支障物件の除去

整備支障物件の種類		助成金の額	
電柱その他これに類するもの		除去(移設に伴う除去を除く。) に要した額。 ただし、施工1件につき 900,000 円を限度とす る。	
樹木	生け垣を構成するも の及び低木以外の樹 木	1本につき	13,000円
	生け垣	1本につき	2,000円

2 整備支障物件の移設

整備支障物件の種類	助成金の額	
電柱その他これに類するもの	移設に要した額。ただし、施工1件につき900,	
	000 円を限度とする。	

3 狭あい道路に設置された電柱その他これに類するものの除去 又は移設

物件の種類	助成金の額
電柱その他これに類するもの	除去(移設に伴う除去を除く。) 又は移設に要した額。ただし、施工1件につき900,000円を 限度とする。

4 擁壁の除去

物件の種類	助成金の額	
擁壁(下法擁壁(当該擁壁が接している道路の地盤面より低い位置にある擁壁であって、道路の保護のため築造され、及び管理されているものをいう。以下同じ。)に限る。)のうち、上端と下端との垂	見付面積1平方メートルにつき	21, 000円

直距離が1メートルを超える	
部分	

(備考)

この表による助成金の金額は、500,000円を限度とする。

5 擁壁の築造

物件の種類	助成金の額	
擁壁(下法擁壁に限る。)の うち、上端と下端との垂直距 離が1メートルを超える部分	見付面積1平方メートルにつき	87,000円

(備考)

この表による助成金の金額は、3,500,000円を限度とする。

6 後退用地等の整備

整備の種類	助成金の額	
舗装	舗装面積1平方メートルにつき	13,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第15条第1項及び第3項、第16条、別表第1並びに別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に開始する横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成28年12月横浜市条例第62号)第9条第1項から第5項まで及び第7項の規定による協議(以下「協議」という。)に係る補助金の交付については、なお従前の例による。